

第 39 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 34 年足立区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「20 歳」を「18 歳」に改める。

第 14 条の 3 中「第 19 条の 2」の次に「及び第 19 条の 4」を加え、同条第 1 号ウ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 15 条の 4 第 1 号中「100 分の 7.13」を「100 分の 7.16」に、「100 分の 55」を「100 分の 53」に改め、同条第 2 号中「3 万 8,800 円」を「4 万 2,100 円」に、「100 分の 45」を「100 分の 47」に改める。

第 15 条の 8 中「及び第 19 条の 2」を「、第 19 条の 2 及び第 19 条の 4」に、「63 万円」を「65 万円」に改める。

第 15 条の 9 中「第 19 条の 2」の次に「及び第 19 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 15 条の 12 第 1 号中「100 分の 2.41」を「100 分の 2.28」に、「100 分の 54」を「100 分の 53」に改め、同条第 2 号中「100 分の 46」を「100 分の 47」に改める。

第 15 条の 16 中「及び第 19 条の 2」を「、第 19 条の 2 及び第 1

9条の4」に、「19万円」を「20万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.20」を「100分の2.34」に、「100分の53」を「100分の55」に改め、同条第2号中「1万7,000円」を「1万6,600円」に、「100分の47」を「100分の45」に改める。

第19条第1項及び第2項中「次条各号に定める額」の次に「若しくは第19条の4各号に定める額」を加える。

第19条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号ア中「2万7,160円」を「2万9,470円」に改め、同号ウ中「1万1,900円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号ア中「1万9,400円」を「2万1,050円」に改め、同号ウ中「8,500円」を「8,300円」に改め、同条第3号ア中「7,760円」を「8,420円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,320円」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,3

15円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万5
25円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,
840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲
げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める
額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,9
80円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,3
00円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,2
80円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円
付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第14条の3、第
15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15
条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4
の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3
年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。